

仕 様 書

件 名	208号整備工場泡消火設備薬剤交換	仕様書番号	30
		作成年月日	令和4年8月25日
		作成者所属	久留米駐屯地業務隊 管理科
		階級氏名	防衛技官 中村 裕菜

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊久留米駐屯地で実施する「208号整備工場泡消火設備薬剤交換」について適用する。

2 対象場所

- (1) 名称：陸上自衛隊久留米駐屯地
- (2) 所在地：福岡県久留米市国分町100番地
- (3) 対象建物：208号整備工場

3 消火設備の規格等

- (1) 型式：移動式泡消火設備 YPPT-50 泡第60-6号
- (2) 消火薬剤容量：45リットル/本
- (3) 消火薬剤の種類：たん白泡 3%
- (4) 設置箇所：4箇所
- (5) 交換薬剤総数量：180リットル(20L×9)
- (6) 製造業者：ヤマトプロテック株式会社

4 作業内容

泡消火薬剤の抜き取り、ボンベ内の洗浄、充填、廃消火薬剤の処分

5 提出書類

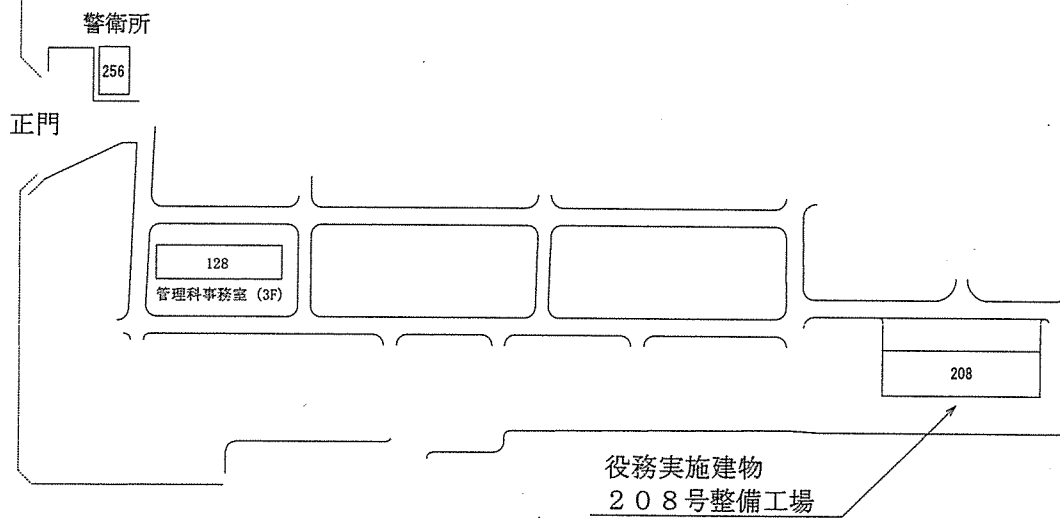
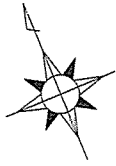
- (1) 工程表
- (2) 使用薬剤の承認資料

6 共通事項

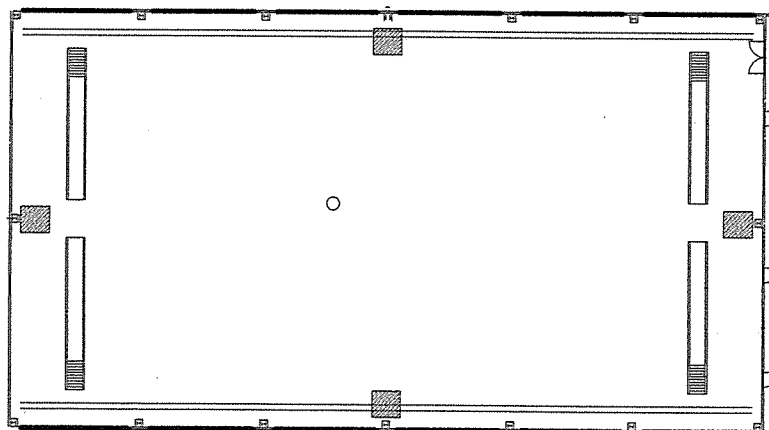
- (1) 本役務実施に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議した後、実施する。
- (2) 施設等には損傷を与えないように十分注意して作業すること。万一損傷を与えた場合は請負業者の責任において速やかに原状復旧させる。
- (3) 作業中の安全管理には十分注意し、事故等が発生した場合は、全て請負業者が負担する。
- (4) 本役務実施に必要な工具等は設備機器に付属している物を除き、請負業者の負担とする。
- (5) 本作業の工事写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラ(総画素数80万画素数以上及びファイル形式(JPEG))を使用し、各工程毎及び材料等監督官の指示する箇所を撮影し、工所用アルバム(A列4番縦)に整理の上、監督官に1部提出する。

7 特記事項

- (1) 本役務の発生材については、請負業者の責任において排出処分し、マニフェスト(E票)の写しを監督官に提出する。
- (2) 本役務において駐屯地側の電気、水道を使用する場合は事前に監督官と協議し、所要の手続き等を実施して使用することができる。なお使用に要した費用については請負業者の負担とする。



久留米駐屯地配置図 S=1:3500



凡例

■ : 泡消火設備配置位置

208号整備工場1階平面図 S=1:X